

事 務 連 絡

平成23年3月17日

各市町村等介護保険者  
各介護保険サービス事業者 } 様

岩手県保健福祉部長寿社会課

【東北地方太平洋沖地震関係】

被災者に係る利用料等の取扱いについて

このことについて、国から別添のとおり取扱い示されましたので、お知らせします。  
つきましては、趣旨をご理解の上、適切な対応をお願いします。

記

(通知の概要)

- 1 岩手県内に住所を有する被保険者であって  
被災した被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財等について著しい損害を受けたこと  
被災した被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと等により、その者の収入が著しく減少したこと  
のいずれかの申し立てを行ったものについて、当面、5月までの介護サービス分について、5月末日までの利用料の支払いを猶予する取扱いとするもの。
- 2 支払いを猶予した場合にあっては、10割を審査支払機関へ請求すること。  
(請求の具体的な手続きについては、追って連絡がある予定)  
また、猶予した利用料については、各保険者で減免するよう厚生労働省老健局より依頼がある予定であること。

岩手県保健福祉部長寿社会課  
tel 019-629-5435  
fax 019-629-5444  
mail AD0005@pref.iwate.jp